

感対第256-1号  
令和7年7月9日

県内医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子  
(公印省略)

令和7年度お盆期間における医療体制の確保について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、全国的に伝染性紅斑、百日咳、水痘の流行がみられており、本県におきましても、5月1日に伝染性紅斑の流行警報、5月14日には水痘の流行注意報を発令いたしました。また、百日咳についても、依然として報告数の多い状況が続いております。

夏季においては、帰省や花火大会などのイベントが多くなり、人の交流や公共交通機関の利用が増加するため、様々な感染症の拡大リスクが懸念されるため、引き続き発熱等の症状を有する患者（以下「発熱患者等」という）の医療体制の確保が重要な時期となってきます。

つきましては、下記のとおり、お盆期間中（8月9日（土）～8月17日（日））における外来医療体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

1. 外来医療体制の確保について

- 新型コロナウイルス感染症は、令和6年4月より自律的な通常への対応に移行しております。発熱患者等への対応については、幅広い医療機関による発熱患者等へのご対応をお願いいたします。
- 貴院におかれましては、お盆期間中に想定される、各医療機関の医療体制の縮小に備え、発熱患者等への診療に御対応いただけるよう、適切な準備をお願いいたします。
- 一方、診療が困難な場合には、対応可能な他医療機関への対応を依頼することや、発熱患者等に対応可能な医療機関をお伝えするなどの御対応をお願いいたします。  
なお、お盆期間中は休診扱いとなる医療機関が重なることが想定されます。本県では、お盆期間中（8月9日（土）～8月17日（日））に発熱患者等の診療を行う医療機関の情報を集約したうえで、県ホームページで公開させていただく予定です。  
貴院で対応困難な場合に、対応可能な医療機関への対応を依頼する際や発熱患者等へ

受診可能な医療機関をお伝えする際の一助にしてください（\*）。

※「医療機関の受診について（8月5日（火）公開予定）」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/summer2025clinic.html>

【お盆期間中の発熱患者等の診療する医療機関の県ホームページへの掲載について】

- お盆期間中（令和7年8月9日（土）～8月17日（日））については、診療日や診療時間が通常と異なり、休診扱いとなる医療機関が重なることが想定されます。
- 県では、そのような期間においても、救急電話相談窓口（#7119）への問い合わせがひっ迫することなく、外来診療を必要とする方が安心して医療機関を受診できるよう、お盆期間中における発熱患者等の診療状況について、県ホームページに掲載させていただく予定です。
- 貴院のお盆期間中の診療日及び診療時間について、県ホームページへの掲載が可能な場合は、大変恐縮ですが、令和7年7月31日（木）17時00分までに以下のURL又はQRコードから御回答ください。

【令和7年度お盆期間中における発熱患者等の診療状況について】

URL

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=98647](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=98647)

QRコード



〔照会項目〕

- ・ 医療機関名、保険医療機関番号
- ・ 医療機関所在地、連絡先
- ・ 令和7年8月9日（土）～8月17日（日）の発熱患者等の診療日、診療時間
- ・ 小児、妊婦への対応の有無

2. 第二種協定指定医療機関の皆様へのお願い

(1) 上記1の外来医療体制の確保への積極的な協力

- 感染症法に基づき第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うもの）の指定を受けている医療機関につきましては、同指定が診療報酬における外来感染対策向上加算等の施設基準（\*）の一つとされていることも踏まえ、上記1の外来医療体制の確保について積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

(\*) 外来感染対策向上加算等の施設基準（一部抜粋）

「当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。」

(2) 外来ひっ迫状況に係る医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力について

- 感染症の流行局面においては、全県で外来ひっ迫に対する状況の共有が重要であり、また、正確な状況把握は、県民への適切な注意喚起を通じた感染拡大の防止や、拡大防止による医療体制の維持にとりましても重要と考えております。
- 日々の診療で御多忙のところ大変恐縮ですが、引き続きG-MISを通じた調査（G-MISへの入力）について御協力くださいますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

担 当：保健医療部感染症対策課 感染症担当  
電 話：048-830-7330